

せいかつ ほ ご じゅきゅう みなさま  
生活保護を受給している皆様へ

れいわ ねん がつ せいかつ ほ ご きじゅん  
令和8年4月からの生活保護基準について

せいかつ ほ ご きじゅん くに まいとし がつ みなお おこな  
生活保護基準は、国において、毎年4月に見直しが行われていますが、令和  
ねん がつ せいかつ ほ ご きじゅん れいわ ねん がつ きじゅん どうがく  
8年4月の生活保護基準は令和7年4月からの基準と同額になっています。

れいねん がつ とうきかさん かけい  
なお、例年のことですが、4月からは冬季加算がなくなるため、家計のやり  
くりに御留意いただくようお願いします。

★冬季加算について

れいねん がつ がつ とうき とくべつ しょう じゅよう だんぼう しょう ともなう  
例年、11月から3月までは、冬季に特別に生じる需要（暖房使用に伴う  
こうねつひとう たいおう ひょう とうきかさん けいじょう  
光熱費等）に対応するための費用として、冬季加算が計上されることとなってい  
ます。

【参考】世帯人員数に応じた支給額を設定 ※下表の金額はVI区（京都市）の居宅基準（現行）

せたいじんいんすう 世帯人員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
とうきかさんがく 冬季加算額	2,630円	3,730円	4,240円	4,580円	4,710円	5,010円
せたいじんいんすう 世帯人員数	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに かさん がく 加算する額		
とうきかさんがく 冬季加算額	5,220円	5,380円	5,560円	180円		

れいわ ねん がつ せいかつ ほ ご きじゅん た せいかつ ほ ご ごふめい てん  
令和8年4月の生活保護基準や、その他生活保護について、御不明な点  
たんとう たず  
がありましたら、担当ケースワーカーにお尋ねください。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号 令和8年3月発行  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 保護担当  
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課

# かなら ほけんふくし 必ず保健福祉センターに届け出てください。

①裏

## とどけで ぎ む 1 届出の義務について

せいかつほ ご かた とどけで ぎ む せいかつほ ご ほうだい じょう つき  
生活保護を受けておられる方は、「届出の義務 (生活保護法第61条)」があります。次の  
ばあい すみ ほけんふくし とど で  
ような場合には、速やかに保健福祉センターに届け出てください。

せたい しゅうにゅう へんどう

### ○ 世帯の収入に変動があるとき

- はたら しゅうにゅう  
• 働きによる収入  
すんし りんじてき しゅうにゅう ふく  
(寸志などの臨時的な収入を含む)
- こうてき せいど きゅうふきん かしつけきん  
• 公的な制度による給付金、貸付金  
ねんきん かくしゅてあて せいかつふくししきんとう  
(年金、各種手当や生活福祉資金等)
- しおくり ぞうよ  
• 仕送・贈与  
ざいさんしゅうにゅう
- 財産収入  
た しゅうにゅう
- その他の収入  
ふどうさん どうさん ばいきゃくきん せいめいほけん  
(不動産や動産の売却金、生命保険による  
ほけんきん たにん しゃっきん しゅうじゅう  
保険金、他人からの借金、ギャンブルによる収入)

せたい じょうきょう へんどう

### ○ 世帯の状況に変動があるとき

- てんしゅつ てんにゅう  
• 転出・転入  
にゅういん たいいん にゅうしょ たいしょ
- 入院・退院や入所・退所  
ひっこ
- 引越しをしたとき  
かいがい とこう
- 海外に渡航したとき  
しょうがいしゃてちょう こくみん こうせいねんきんしょうしょ
- 障害者手帳や国民・厚生年金証書  
とう しかく しゅとく しつこう とうきゅう ていど  
等の資格の取得や失効、等級や程度の  
へんこう ゆうこうきかん こうしん  
変更、有効期間の更新があったとき
- 警察に逮捕・拘留されたとき 等  
けいさつ たいほ こうりゅう とう

## 2 資産の申告について

せいかつほ ご う かた も しさん よちょうきん せいめいほけん ふどうさんとう さいていげんど  
生活保護を受けておられる方は、お持ちの資産(預貯金、生命保険、不動産等)を最低限度  
せいかつ いじ かつよう ひつよう ていきてき けつ どいじょう  
の生活の維持のために活用していただく必要がありますので、定期的(12か月に1度以上)  
しんこく おこな  
に申告を行っていただくことになっています。

※ 資産申告書が提出されない場合や、資産申告書の記載内容を確認できる資料が提出さ  
ばあい ほけんふくし きんゆうきかんとう ちょうさ  
れない場合は、保健福祉センターから金融機関等へ調査することができます。

### ※ 注意してください。

- しょうがく すんし こうこうせい  
• 少額の寸志や高校生のアルバイト収入も届出が必要です。
- ほけんふくし たい いとてき じじつ いん しゅうにゅうとう とどけで こい おこな  
• 保健福祉センターに対して、意図的に事実を隠ぺいしたり、収入等の届出を故意に行わ  
とう ふせい しゅだん つか ほんらいほ ご う せいかつほ ご う ばあいまた ほんらいう  
ない等、不正な手段を使って、本来保護が受けられないので生活保護を受けた場合又は本来受  
と きんがく おお せいかつほ ご ひ う と ばあい せいかつほ ご ふせいじゅきゅう  
け取れる金額よりも多くの生活保護費を受け取った場合は、生活保護の不正受給となります。  
せいかつほ ふせい う ばあい せいかつほ ご ほうだい じょうだい こう きてい もと ふせい う  
生活保護を不正に受けた場合には、生活保護法第78条第1項の規定に基づき、不正に受  
ほごひぜんがく へんかん しゅうにゅう ただ しんこく う こうじょ  
けた保護費全額を返還していただくことになり、収入を正しく申告すれば受けられる控除  
てきよう  
などの適用がありません。
- ふせい しゅだん あくしつ ばあい ひつよう ちょうさ きょうりょく ばあいとう  
さらに、不正の手段が悪質な場合や、必要な調査に協力しない場合等については、警察  
こくそ こくはつ ちょうしゅうきん かさんそち おこな  
への告訴・告発や徴収金への加算措置を行なことがあります。

## 令和8年度各月別 生活保護費支給日のお知らせ

令和8年度の各月別の生活保護費の支給日は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

保護費	支 給 日	保護費	支 給 日
令和8年 4月分	<b>4月2日(木)</b> [4月1日(水)]	10月分	<b>10月2日(金)</b> [9月30日(水)]
5月分	<b>5月1日(金)</b> [4月30日(木)]	11月分	<b>11月4日(水)</b> [11月2日(月)]
6月分	<b>6月2日(火)</b> [6月1日(月)]	12月分	<b>12月2日(水)</b> [11月30日(月)]
7月分	<b>7月2日(木)</b> [6月30日(火)]	令和9年 1月分	<b>12月25日(金)</b> [12月23日(水)]
8月分	<b>8月4日(火)</b> [7月31日(金)]	2月分	<b>2月2日(火)</b> [2月1日(月)]
9月分	<b>9月2日(水)</b> [8月31日(月)]	3月分	<b>3月2日(火)</b> [3月1日(月)]

※令和9年4月分支給日は4月2日（金）（口座振込は4月1日（木））予定です。

### 【御注意】

**保健福祉センターの窓口で受け取る方は、太字の日（午後）に支給します。**

生活保護費の受取の際には、①本人を確認できる書類（顔写真入りの公的証明書等）と②朱肉で押す御印鑑（世帯主本人が来庁される場合は、押印にかわり署名することができます。署名は、世帯主氏名を正確に記載してください。）を忘れずにお持ちください。

[ ] 内は口座振込の方の振込予定日です。（振込名義：キヨウトシ）

口座名義相違などの理由により振込不能となる場合や、京都市や金融機関の都合等により翌日以降の振込になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

振込口座を変更又は解約したり、口座名義を変更したりする場合には、すみやかに担当のケースワーカーまで届け出てください。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号 令和8年3月発行  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 保護担当  
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課

## ケースワーカーは原則として金銭等を直接取り扱いません。

### 1 ケースワーカーが生活保護費を直接お渡しすることは原則としてありません。

- 生活保護費の受取は、保健福祉センターが窓口での支給が必要と認める場合を除き、金融機関口座への「口座振込」を利用いただきますようお願いします。
- 保健福祉センターの窓口で生活保護費を支給する際は、ケースワーカー等が本人確認を行ったうえで、経理担当者が直接お渡しします。
- 病気や障害などの理由により保健福祉センターがやむを得ないと認めた場合には、例外的にケースワーカーが御自宅等に生活保護費を持参することがありますが、この場合、必ず複数の職員で対応します。

### 2 ケースワーカーがあなたの金銭等を管理することは原則としてありません。

- ケースワーカーがあなたの生活保護費・年金等の金銭や預貯金通帳などの物品をお預かりし管理することは原則としてありません。
- 保健福祉センターがやむを得ない事情があると認め、あなたから申出書の提出を受け、例外的に金銭や物品をお預かりし管理する場合には、出入金の都度、保健福祉センターが作成する管理票を確認していただくとともに、必ず複数の職員で対応します。

～生活保護費の返還金・徴収金がお有りの方へ～

## 生活保護費の返還金・徴収金は必ず納付してください。

- 生活保護費の返還金・徴収金は、納期限までに、必ず納付してください。
- 世帯の収入状況や生活状況等が変化し、一括で納付できない場合、毎月の分割納付額の増減を希望される場合、納付できないその他の事情がある場合等には、ケースワーカーまで必ず御相談ください（御事情によっては、分割納付や納付計画の見直しなどの御相談に応じられる場合もございます。）。
- 返還金・徴収金を分割して納付される場合は、生活保護費からの差し引きである「保護費との調整（納入充当）」又は「口座振替」により納付いただきますようお願いします（手続がお済みでない方は、必要書類をケースワーカーまで御提出ください。）。
- 特段連絡なく未納が継続する返還金・徴収金については、残債務全額について一括納付を求めるとともに、強制執行に移行する場合がありますので、御注意ください。

# 医療機関を受診する際は事前申請が必要です ③表

なお、受診前に申請をすることが困難な場合は、必ず、

担当ケースワーカーに連絡してください。

※注意

事前申請をせずに医療機関を受診した場合、全額自己負担での支払が必要になることがあります。

## ○マイナンバーカードを医療券として利用できます

令和6年3月以降、マイナンバーカードを利用して医療機関を受診できるようになりました。ただし、従来どおり、区役所・支所での事前申請は必要です。

令和6年3月以降も、紙の医療券による受診が可能ですが、マイナンバーカードの利用を希望される場合は、必要な手続について担当ケースワーカーにお尋ねください。

## ○休日・夜間に医療機関を受診するには

事前にお渡ししている「休日夜間等緊急診療依頼書」を医療機関に提出し、後日、改めて区役所・支所で医療券を申請してください。

なお、「休日夜間等緊急診療依頼書」は、左下に記載された年度内に限り有効です。使用済みや有効期間外のものは担当ケースワーカーに返却してください。

## ○他法活用・本人支払額について

自立支援医療受給者証など国の法律に基づく公費負担医療制度の受給者証や、協会けんぽなどが発行した健康保険証などをお持ちの場合は、医療券（又はマイナンバーカード）とあわせて医療機関で提示してください。

また、「本人支払額」がある場合は、受診時に医療機関で支払ってください。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市印刷物第〇〇〇〇〇〇号 令和8年3月発行  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 保護担当  
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課

# 「お薬手帳」を活用しましょう！ ～1人1冊にまとめましょう～

③裏

## 「お薬手帳」とは？

処方されたお薬の名称や量などを記録できる手帳のことです。病院・診療所を受診する際や、薬局で調剤を受ける際には、「お薬手帳」を持参しましょう。

病院・診療所・薬局の窓口でもらえます。



- 担当ケースワーカーが、家庭訪問の時に「お薬手帳」を確認させていただくことがあります。
- お薬は、医師の指示等の特別な理由がない限り、原則、ジェネリック医薬品（後発医薬品）が処方されます。

## お薬の重複に気を付けましょう！



### お薬の「重複」って何？

お薬の「重複」とは、複数の病院・診療所を受診している場合に、それだから、同じ効能のお薬が処方され、これを服用することです。

### なぜお薬の重複がいけないの？

お薬の飲み合わせや、お薬ごとに決まっている適量以上のお薬を服用してしまうと、副作用があらわれたり、症状が悪化することがあるため、体に負担がかかり危険です。

### ◎ 「お薬手帳」を活用しましょう！

お薬の服用状況や飲み合わせをチェックできます。また、受診の際にお薬手帳を提示し、他の病院・診療所から処方を受けている内容を伝えましょう。

### ◎ 重複受診はやめましょう！

同じ病気で複数の病院・診療所を受診することは、お薬の重複につながります。

### ◎ 重複しやすいお薬に注意しましょう！

「抗不安薬」や「胃薬」、「鎮痛薬」に重複が多く見られます。

- お薬の重複があった場合、担当ケースワーカーからご本人や病院・診療所に対し、服薬・処方状況などを確認させていただくことがあります。

# さいこうさいはんけつ ふ ほ ご ひ ついかしきゅう 最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給について

## ほ ご ひ ついかしきゅう おこな 保護費の追加支給を行います

へいせい ねんど ねん じつし せいかつほ ご きじゅん かいてい  
平成25～27年度の3か年かけて実施された生活保護基準の改定について、令和7年6月に、  
かいてい てつづき いほう さいこうさいはんけつ う くに たいおう けんとう けっか さいど き  
改定の手続を違法とする最高裁判決があったことを受け、国が対応を検討した結果、再度、基  
じゅんかいてい じっし さがく つい かしきゅう  
準改定を実施し、その差額を追加支給することとされました。

### 1. 誰が追加支給の対象となるの？

へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ あいだ ほ ご じゅきゅう かた おも たいしよう  
平成25年8月から平成30年9月の間に保護を受給していた方が主な対象となります。  
また、この期間より後に期末一時扶助や障害者加算などを受給された方についても、追加支給  
の対象となります。

### 2. いつ頃に支給されるの？

れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ つい かしきゅう じつし よてい  
令和8年4月から令和9年3月までに、追加支給を実施する予定としています。

### 3. 支給される金額は？

せいかつほ ご う きかん せたいこうせい きんがく こと  
生活保護を受けておられた期間や世帯構成などによって金額は異なります。  
せたい きんがく さんてい のち ま  
世帯ごとに金額を算定した後にお知らせしますので、それまでお待ちください。

### 4. 手続は必要？

しんせい とくべつ てつづき ふよう つい かしきゅう けってい  
申請などの特別な手続は不要です。追加支給が決定しましたら、お知らせします。  
(ただし、本市以外で生活保護を受給している期間がある場合は、当時の福祉事務所に申出を  
おこな ひつよう ちゅうい  
行っていただく必要があるため、注意してください。)  
なお、追加支給額を計算するに当たり、当時の世帯状況などをお尋ねすることがありますが、  
その際はご協力をお願いします。



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

京都市印刷物第〇〇〇〇号 令和8年3月発行  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 保護担当  
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課